

ご利用ください 就労支援サイト こがねい仕事ネット

雇用促進と就労支援の目的で、小金井市および近隣の求人情報や事業者情報、仕事に関する講座・イベント等の情報を無料で提供するホームページを開設しています。

【仕事をお探しの方】パソコンや携帯電話を利用して、求人情報を簡単に閲覧できます。

【事業者の方】サイトの事業者登録ページから事業者登録申請手続きを行ってください。

審査を経てIDとパスワードを取得した後は、いつでも求人情報等の登録・変更・削除ができます。

【ホームページURL】<https://koganei-s.net/> (左記QRコード)



【モバイル(携帯電話)版】<https://koganei-s.net/mobile/>
【経済産業振興係】☎042-387-9833

防災行政無線を用いた 全国一斉情報伝達試験

地震や武力攻撃などの発生時に、全国瞬時警報システム(Jアラート)から送られてくる国からの緊急情報を、市内58か所に設置している防災行政無線を用いて市民の皆さんへお伝えするため、情報伝達試験を行います。

時2月17日(水)午前11時ごろ

【試験放送の内容】防災行政無線チャイム▽「これは、Jアラートのテストです」3回繰り返す▽「こちらは、ぼうさいこがねいです」▽防災行政無線チャイム

【この試験は、本市以外の地域でも、全国的に実施されます▽試験放送当日に放送内容を確認する場合は、自動音声応答サービス(☎042-387-9900)をご利用ください

【地域安全課地域安全係】☎042-387-9806

【国民健康保険税・後期高齢者医療保険料・介護保険料・国民年金保険料は全額社会保険料控除の対象】

令和2年1月～12月に納めた国民健康保険税・後期高齢者医療保険料・介護保険料および国民年金保険料は、全額社会保険料控除の対象となります。

所得税及び復興特別所得税の確定申告、市・都民税の申告の際には、忘れずに納付額を記入してください。

【国民健康保険税】年金から天引きされている方は「国民健康保険税納税通知書」の令和2年2月～12月の保険税額で、それ以外の方は「国民健康保険税納税通知書」または預・貯金通帳でご確認ください。領収書等の添付は不要です。

【納税課管理係】☎042-387-9825

【後期高齢者医療保険料】年金から天引きされている方は「後期高齢者医療保険料賦課決定通知書」の下部(後期高齢者医療保険料納入通知

書)の特別徴収のうち令和2年2月～12月の保険料額で、口座振替の方は同通知の普通徴収の保険料額または預・貯金通帳で、それ以外の方は「後期高齢者医療保険料納入通知書」でご確認ください。領収書等の添付は不要です。

【介護保険料】年金から天引きされている方は「介護保険料納入通知書」の令和2年2月～12月の保険料額で、それ以外の方は「介護保険料納入通知書」または預・貯金通帳でご確認ください。

【国民年金保険料】令和2年1月～12月に納めた過年度分や家族の分も対象となります。

11月上旬または2月上旬に日本年金機構から送付される「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書(はがき)や領収証書の添付が義務づけられていますので、申告の際は必ず添付してください。

【立川年金事務所】☎042-523-10352

【交通災害共済(ちよこつと共済)にご加入を】「ちよこつと共済」の令和3年度分(4月1日共済開始)の予約申込を、2月1日(月)から受け付けます。

【会費等】Aコース2年額千円の会費で最高300万円の見舞金▽Bコース2年額500円の会費で最高150万円の見舞金



【市内の小・中学生、消防団員の方は、市費負担でBコースに加入しています(自己負担によってAコースへの移行も可能)】

【加入申込書は、各家庭に配布するほか、市内の銀行等窓口(郵便局、三井住友信託銀行は除く)でも配布しています。

【加入申込書に会費を添えて市内の銀行等窓口(郵便局、三井住友信託銀行は除く)へ

【交通対策課交通対策係】☎042-387-9850

市民農園および高齢者農園利用者募集

【①市民農園】

■募集区画等 ぬくいきた市民農園(貫井北町2-6)=45区画、ぬくいきた第2市民農園(貫井北町5-18。4月1日開園予定)=27区画、ぬくいみなみ市民農園(貫井南町2-3)=28区画

※▷いずれも多数抽選▷1区画約12㎡

■利用期間 4月1日～令和5年3月23日

対市内に住所を有し、次の要件をすべて満たしている世帯(市の公簿等で要件の確認をします)▷耕作できる土地を有していない世帯▷令和3年4月以降、市が開設している市民農園・高齢者農園の利用権を有していない世帯

¥6,600円(年額)

【②高齢者農園】

■募集区画等 中町二丁目高齢者農園(中町2-3)=35区画、東町二丁目高齢者農園(東町2-25)=60区画

※▷いずれも多数抽選▷1区画約6㎡▷一部日当たりの悪い区画があります

■利用期間 3月下旬～令和5年1月31日

対市内に住所を有し、次の要件をすべて満たしている世帯(市の公簿等で要件の確認をします)▷耕作できる土地を有していない世帯▷令和3年4月以降、市が開設している市民農園・高齢者農園の利用権を有していない世帯▷令和3年4月1日現在、60歳以上の方

■無料

—◇共通◇—

他抽選結果は、3月上旬までにお知らせします

申2月8日(消印有効)までに、往復はがき(①②各1世帯1通)に希望農園名(1か所のみ)・住所・世帯主の氏名(ふりがな)・生年月日・電話番号を明記し、経済課産業振興係「市民農園担当」または「高齢者農園担当」(〒184-8504住所不要 ☎042-387-9882)へ

【ファミリー・サポート・センター】

子ども育て

予防接種等保健衛生事業は健康ガイドへ

【子ども育て】

【医療費のお知らせの送付】

【会費等】

【交通対策課交通対策係】

【加入申込書に会費を添えて市内の銀行等窓口(郵便局、三井住友信託銀行は除く)へ

【ファミリー・サポート・センター】

子ども育て

予防接種等保健衛生事業は健康ガイドへ

【子ども育て】

【医療費のお知らせの送付】

【会費等】

【交通対策課交通対策係】

【加入申込書に会費を添えて市内の銀行等窓口(郵便局、三井住友信託銀行は除く)へ